

宮城県公報

宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

○公有財産規則の一部を改正する規則

(管財課)

一

告 示

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定

(障害福祉課)

一

○保安林の指定施業要件の変更

(森林整備課)

一

○道路の区域変更

(道路課)

二

○道路の供用開始

(同)

二

公 告

○開発行為に関する工事の完了

(建築宅地課)

二

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

(教育庁生涯学習課)

三

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定(二件)

(警察本部会計課)

五

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定

(同)

五

公 安 委 員 会

○不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(同)

五

○宮城県警察組織規則の一部を改正する規則

(同)

六

雑 報

○地方独立行政法人宮城県立子ども病院平成三十年度財務諸表の公告

(同)

八

○地方独立行政法人宮城県立病院機構平成三十年度財務諸表の公告

(同)

八

規 則

公有財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年九月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六十八号

公有財産規則の一部を改正する規則

公有財産規則(昭和三十九年宮城県規則第八号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項第一号中「五・八三パーセント」を「五・九四パーセント」に改め、同項第二号イ中「二・三二パーセント」を「二・五四パーセント」に改め、同項第四号中「一・〇八」を「一・一」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和元年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の公有財産規則の規定は、この規則の施行の日以後に徴収すべき貸付料について適用し、同日の前日までに徴収すべき貸付料については、なお従前の例による。

告 示

○宮城県告示第七百八十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

令和元年九月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
〇四一〇九一七〇六六	ニチイケアセンター多賀城 多賀城市八幡三丁目一〇一二一 A号室	居宅介護・重度訪問介護	株式会社ニチイ学館	令和元年九月十五日

○宮城県告示第七百八十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和元年九月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
石巻市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
魚つき

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

石巻市（次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。

(三) 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第七百八十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和元年九月二十七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年九月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路線名 石巻鮎川線

三 道路の区域

変更の区間

変更の前後
敷地の幅員
(メートル)
敷地の延長
(メートル)

備考

石巻市十八成浜金剛田九番七地先から
同市十八成浜金剛田二番一地先まで

後A	前A	前B	後A	備考
八・五	二九・二	一〇・五	二四八・六	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
四三・三	二四八・六	一五・〇	二四八・六	
八・五	二四八・六	一五・〇	二四八・六	

○宮城県告示第七百八十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和元年九月二十七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年九月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

公 告

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	石巻鮎川線	石巻市十八成浜金剛田九番七地先から 同市十八成浜金剛田二番一地先まで	令和元年 九月二十七日

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和元年九月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる
地域の名称

巨理郡巨理町字江下十番一、十番二、十一番一、
十一番二、十四番、十五番、二百三十五番、二百
三十六番、二百三十七番、二百三十八番、十番一
の地先の水、十一番一の地先の水、二百三十六番
の地先の道、二百三十八番の地先の水
仙台市宮城野区榴岡二丁目一番十五大内ビル四

F

株式会社ルースリンクス

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和元年九月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 調達役務の名称及び数量 東日本大震災アーカイブ宮城に関する保守・運用支援業務 一式
- 2 調達役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 履行期間 令和元年十二月一日から令和五年三月三十一日まで
- 4 履行場所 仙台市泉区紫山一丁目一番地一 宮城県図書館ほか
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項等

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県における物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に記載されている者又は開札時までに宮城県における物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 公告の日から開札の日まで宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。

4 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

5 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 過去三年以内に国、地方公共団体又は民間企業と情報システムの運用保守に係る業務委託契約（請負額一千万円程度若しくはそれ以上の契約）を締結し、履行した実績を有すること（運用保守で複数年契約しているものにあつては履行開始から一年以上経過しているものを含む。）。

9 一般財団法人日本経済社会推進協会のブライバシーマーク制度の認定を受けていること。

10 企業連合にあっては、次のいずれにも該当すること。

(一) すべての構成員が1に該当し、かつ、2から7までの要件を満たしていること。また、構成員のいずれかが8から9までの要件を満たしていること。

(二) 構成員が、他の企業連合の構成員として、又は単独により本入札に参加していないこと。

11 入札に参加を希望する者は、二の8から9に掲げる事項を証する書類を令和元年十月二十一日午後五時までに三の1に掲げる場所に提出するとともに、開札日までの間において、当該書類に

関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

12 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県における物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二―二二―一三三三五）へ令和元年十月九日午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所及び問い合わせ先
〒九八〇―八四二三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎十五階

宮城県教育庁生涯学習課生涯学習振興班（電話〇二二―二二―一三六五二）

2 入札説明書及び仕様書の交付期限

令和元年十月八日午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、令和元年十月四日正午までに1あて申し出ること。

3 一般競争入札参加資格審査

入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和元年十月二十一日午後五時までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限

(一) 宮城県物品等電子調達システムを用いて入札する場合

入札の期間 令和元年十月三十日午前九時から令和元年十一月六日午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

令和元年十一月六日午後五時まで（郵送により提出する場合は二重封筒とし、外封筒に入札に係る調達案件の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きの上、配達証明付書留郵便にて提出期限までに到達すること。）。ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日に開札場所へ提出できるものとする。

5 開札の日時及び場所

令和元年十一月七日午前十一時 宮城県行政庁舎九階 九〇一会議室

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者及び三の3の審査により資格を有しないとされた者

2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年宮城県規則第四十五号）第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する消費税及び地方消費税の額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定の方法 財務規則第百条の規定に基づいて作成された予定価格（以下「予定価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をしたものを落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of the Service to be Procured : Operation and maintenance support of Great East Japan Earthquake Archive Miyagi (1 set)

2 Implementation Period : December 1, 2019 to March 31, 2023

3 Deadline for Bid Submission (online) : October 30, 2019 (Wed), 9 : 00 am. to November 6, 2019 (Wed), 5 : 00 p.m.

4 Deadline and Place for Bid Submission (in person) : November 7, 2019 (Thurs.), 11 : 00 a.m. Meeting Room 901, 9th floor of Miyagi Prefectural Government Building

5 Deadline for Bid Submission (by mail) : November 6, 2019 (Wed), 5 : 00 p.m.

6 Contact Information : Life-Long Learning Promotion Section, Life-Long Learning Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8423 Japan Tel.: 022-211-3652

7 Language and Currency Used for Contract : Japanese and Japanese yen only

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。
令和元年九月二十七日

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 微生物分析装置賃貸借 一式 宮城県知事 村 井 嘉 浩
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 令和元年八月二十一日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 日立キャピタル株式会社法人営業本部東北法人支店 宮城県仙台市青葉区中央四丁目二番十六号
- 五 落札金額 四千六百五十二万六千四百円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 令和元年七月九日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。
令和元年九月二十七日

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 インターネット用端末装置賃貸借 一式 宮城県知事 村 井 嘉 浩
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 令和元年八月二十一日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社中松商會仙台営業所 宮城県仙台市若林区舟丁十六番地
- 五 落札金額 七千五百十万三千二百円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 令和元年七月九日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。
令和元年九月二十七日

- 一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県警察総合捜査管理システム原票入力機能改修業務 一式 宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

- 三 契約の相手方を決定した日 令和元年九月二日
- 四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 日本電気株式会社東北支社 仙台市青葉区中央四丁目六番一号
- 五 契約金額 四千八百八十万円
- 六 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 七 契約の相手方を決定した理由 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の二第一項第二号該当

公安委員会

○宮城県公安委員会規則第10号
不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則を次のように定める。
令和元年9月27日

宮城県公安委員長 庭野 賀津子

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(宮城県警察国有物品管理規則の一部改正)

第1条 宮城県警察国有物品管理規則（昭和39年宮城県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第4号まで及び様式第5号の2から様式第12号までの備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。
(特例施設占有者の指定等に関する規則の一部改正)

第2条 特例施設占有者の指定等に関する規則（平成19年宮城県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号から別記様式第5号までの備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。
(宮城県公安委員会審査請求手続規則の一部改正)

第3条 宮城県公安委員会審査請求手続規則（平成28年宮城県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号から別記様式第4号までの備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。
(質屋営業法施行細則の一部改正)

第4条 質屋営業法施行細則（平成17年宮城県公安委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。
別記様式第1号から別記様式第10号までの備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。
（古物営業法施行細則の一部改正）

第5条 古物営業法施行細則（平成17年宮城県公安委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。
別記様式第1号から別記様式第11号までの備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。
（探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく探偵業者への監督等に関する規則の一部改正）

第6条 探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく探偵業者への監督等に関する規則（平成19年宮城県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号、別記様式第3号から別記様式第5号まで及び別記様式第7号の備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。
（警備業法施行細則の一部改正）

第7条 警備業法施行細則（平成20年宮城県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。
別記様式第1号から別記様式第29号までの備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則の一部改正）
第8条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則（平成22年宮城県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号から別記様式第23号までの備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。
（銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部改正）

第9条 銃砲刀剣類所持等取締法施行細則（平成22年宮城県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。
別記様式第1号から別記様式第16号までの備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。
（青少年による性風俗関連特殊営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例施行規則の一部改正）

第10条 青少年による性風俗関連特殊営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例施行規則（平成14年宮城県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第3号までの注中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。
（飲食店等営業に係る不当な勧誘、料金の取立て等の防止に関する条例施行規則の一部改正）

第11条 飲食店等営業に係る不当な勧誘、料金の取立て等の防止に関する条例施行規則（平成14年宮城県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別記様式第2号及び別記様式第3号の備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。
（迷惑行為防止条例施行規則の一部改正）

第12条 迷惑行為防止条例施行規則（平成19年宮城県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。
別記様式第1号から別記様式第4号までの備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。
（宮城県公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部改正）

第13条 宮城県公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成14年宮城県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。
様式第1号、様式第2号及び様式第5号から様式第7号までの備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）

2 この規則による改正前の宮城県警察国有物品管理規則、特例施設占有者の指定等に関する規則、宮城県公安委員会審査請求手続規則、質屋営業法施行細則、古物営業法施行細則、探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく探偵業者への監督等に関する規則、警備業法施行細則、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則、銃砲刀剣類所持等取締法施行細則、青少年による性風俗関連特殊営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例施行規則、飲食店等営業に係る不当な勧誘、料金の取立て等の防止に関する条例施行規則、迷惑行為防止条例施行規則及び宮城県公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則に規定する様式にかかわらず、当該の間、なおこれを可以使用することができる。

○宮城県公安委員会規則第11号

宮城県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年9月27日

宮城県公安委員会委員長 庭野 賀津子

宮城県警察組織規則の一部を改正する規則

宮城県警察組織規則（昭和37年宮城県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(課等の設置) 第3条 (略)	(課等の設置) 第3条 (略)

2・3 (略)
4 警察本部の次表左欄に掲げる課等に、当該右欄に掲げる組織を置く。

課 等	組 織
(略)	(略)
警 備 課	宮城県警察東京オリンピック・パラリンピック競技大会警備対策室

	(略)

5・6 (略)
第3条の2～第8条 (略)
(警備部の課等の所掌事務)
第9条 警備部の課等の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1)～(7) (略)
- (8) 国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律(平成28年法律第9号)の施行に関すること(警備課の所掌に属するものを除く。)
- (9)・(10) (略)
- 警備課
- (1)～(8) (略)
- (9) 国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第8条第3項の規定による通報の受理に関すること。
- (10) (略)

2・3 (略)
4 警察本部の次表左欄に掲げる課等に、当該右欄に掲げる組織を置く。

課 等	組 織
(略)	(略)
警 備 課	宮城県警察東京オリンピック・パラリンピック競技大会警備対策室
	宮城県警察全国豊かな海づくり大会警備警備対策室

	(略)

5・6 (略)
第3条の2～第8条 (略)
(警備部の課等の所掌事務)
第9条 警備部の課等の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1)～(7) (略)
- (8) 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律(平成28年法律第9号)の施行に関すること(警備課の所掌に属するものを除く。)
- (9)・(10) (略)
- 警備課
- (1)～(8) (略)
- (9) 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第9条第3項 _____ の規定による通報の受理に関すること。
- (10) (略)

<p>(11) 災害対策室及び東京オリンピック・パラリンピック競技大会警備対策室 _____ の運営に関すること。 外事課・機動隊 (略) 第10条～第16条 (略) (警察本部の職及び職務) 第17条 (略)</p> <p>2 第3条第4項に規定する組織のうち、宮城県警察少年事件特別捜査隊、宮城県警察航空隊、宮城県警察性犯罪特別捜査隊、宮城県警察機動鑑識隊及び宮城県警察暴力特別捜査隊に隊長を、宮城県警察公安委員会補佐室、宮城県警察取調べ監督室、宮城県警察監査室、宮城県警察総合企画室、宮城県警察犯罪被害者支援室、宮城県警察術科指導室、宮城県警察訟務室、宮城県警察地域指導室、宮城県警察情報分析支援室、宮城県警察特殊詐欺対策室、宮城県警察交通事故総合分析室、宮城県警察災害対策室、宮城県警察東京オリンピック・パラリンピック競技大会警備対策室 _____ 及び _____</p>	<p>(11) 災害対策室、_____ 東京オリンピック・パラリンピック競技大会警備対策室及び全国豊かな海づくり大会警備警備対策室の運営に関すること。 外事課・機動隊 (略) 第10条～第16条 (略) (警察本部の職及び職務) 第17条 (略)</p> <p>2 第3条第4項に規定する組織のうち、宮城県警察少年事件特別捜査隊、宮城県警察航空隊、宮城県警察性犯罪特別捜査隊、宮城県警察機動鑑識隊及び宮城県警察暴力特別捜査隊に隊長を、宮城県警察公安委員会補佐室、宮城県警察取調べ監督室、宮城県警察監査室、宮城県警察総合企画室、宮城県警察犯罪被害者支援室、宮城県警察術科指導室、宮城県警察訟務室、宮城県警察地域指導室、宮城県警察情報分析支援室、宮城県警察特殊詐欺対策室、宮城県警察交通事故総合分析室、宮城県警察災害対策室、宮城県警察東京オリンピック・パラリンピック競技大会警備対策室、宮城県警察全国豊かな海づくり大会警備警備対策室及び _____</p>
---	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第9条公安課の項第8号及び警備課の項第9号の改正規定は、公布の日から施行する。

雑 報

○地方独立行政法人宮城県立こども病院理事長から、次のとおり公報掲載の依頼があった。
令和元年九月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第三十四条第三項の規定に基づき、別冊一のとおり地方独立行政法人宮城県立こども病院平成三十年年度財務諸表を公告する。

令和元年九月二十七日

地方独立行政法人宮城県立こども病院

理事長 今 泉 益 栄

○地方独立行政法人宮城県立病院機構理事長から、次のとおり公報掲載の依頼があった。

令和元年九月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第三十四条第三項の規定に基づき、別冊二のとおり地方独立行政法人宮城県立病院機構平成三十年年度財務諸表を公告する。

令和元年九月二十七日

地方独立行政法人宮城県立病院機構

理事長 荒 井 陽 一